

カーボンオフセット： 必要なツールだが、厳密な調査と 正確な条件の下でのみの解決策



ヴィルジニー・デルー
アクサIMコア ESGリサーチ・ヘッド



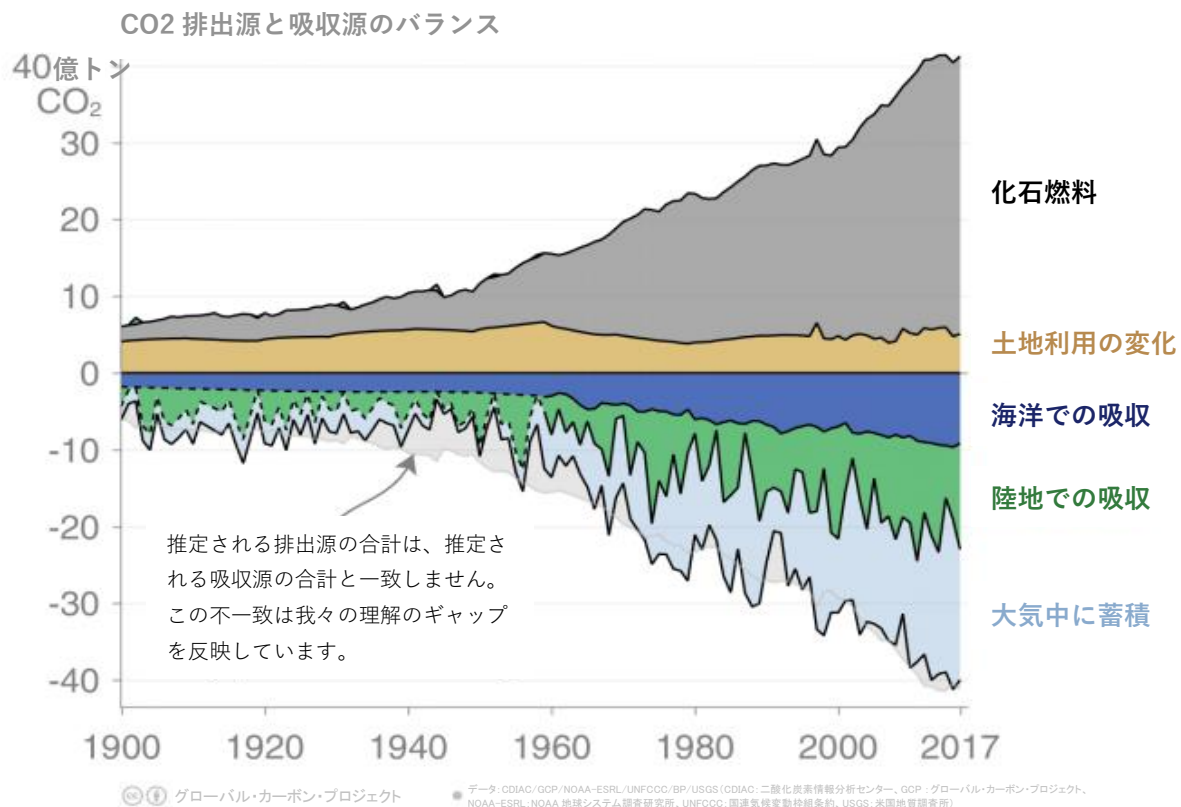
要約

- パリ協定で合意された目標であるネットゼロ（温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとすること）の達成に向け、管理可能な移行を実現するうえで、排出量削減とカーボンオフセット（生産活動で生じた二酸化炭素の排出を植林による吸収などで相殺すること）が非常に重要な役割を果たすことになります。
- ネットゼロを達成するには膨大なイノベーション、政策措置、技術展開、インフラ、国際協力が必要となり、そのいずれもが時間を要します。国際エネルギー機関（IEA）の報告書はネットゼロへの道筋を明確にするため、すべてのセクターとテクノロジーを対象に400件を超えるマイルストーンを設定しています。
- 排出量削減に取り組む戦略を直ちに、技術が本格的に展開されるまでの短い期間で実行する必要があるとすれば、特に排出量削減が困難なセクターでカーボンオフセットは避けて通れないことは明白です。
- カーボンオフセットは、企業が排出量削減に実際に取り組むのを回避するための抜け道となり、そうした回避行為を動機づけさえすることで、結局は「グリーンウォッシング」（うわべだけ環境保護に熱心に見せること）につながるなどの批判に直面してきました。排出量を削減するための、あるいは収益性が高いものの汚染物質を排出する製品の生産量を削減するための明確な戦略を持たない汚染度の高い企業がカーボンオフセットを使用した場合に、そうした批判がされてきたのは仕方ないことです。
- 本稿では、カーボンオフセットによる炭素排出量の削減が検証され、実行され、効果が永続的なものとなり、追加性（プロジェクトがない場合と比べた追加的な削減・吸収効果）が確保されるために精査すべき主な領域について概観します。

世界が産業革命前からの気温上昇をパリ協定の目標である1.5℃に抑えるには、世界の二酸化炭素排出量を2050年までに実質ゼロ（ネットゼロ）とする必要があります。この目標達成に貢献するための道筋は、個々の企業によって異なります。事業の適応と既存の技術および新技術の展開による排出の絶対量削減が肝要ですが、ネットゼロへの移行が進む中で、カーボンオフセット（正確には、認証済みの排出量削減プロジェクトからカーボンクレジットを購入することで排出量を相殺する）の領域は、引き続き極めて重要です。

国際金融協会（IIF）が後援する「自主的カーボンオフセット市場の拡大に関するタスクフォース（TSVCM）」の推定によると、カーボンオフセットの市場規模は2030年までに500億ドルを超える見込みです。この市場で中心的役割を果たすのが、二酸化炭素の回収および貯留と除去、そして自然ベースのソリューションです。マッキンゼー・ネイチャー・アナリティクス¹の試算では、自然ベースのプロジェクトが2030年までに毎年67億トンの二酸化炭素（CO₂）を追加的に貯蔵する可能性があり、これは2020年の世界のCO₂排出量の約17%に相当します¹。

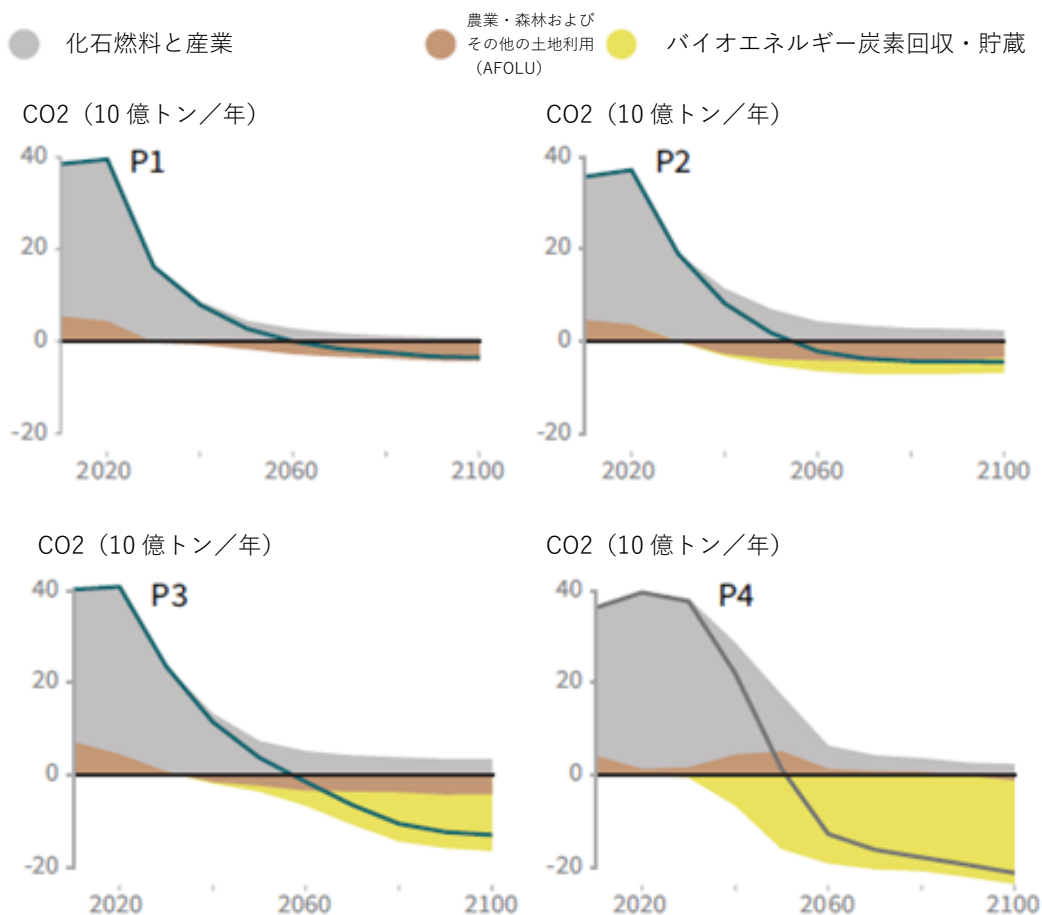
下の図は、CO₂排出源と吸収源のバランスについて1900年以降の毎年の変化を示しています。2017年においては、陸地と海が人間の活動によって排出されるCO₂の40%以上を除去できました。20世紀半ば以降はCO₂の排出源と吸収源の不均衡が加速して大気中のCO₂の蓄積に寄与しているため、こうした自然ベースの大規模なオフセットメカニズムを維持することがますます不可欠となっています。



¹ [Natural climate solutions are key to mitigation](#)（自然ベースの気候変動ソリューションが緩和のカギを握る） | マッキンゼー

2050年までにネットゼロを達成するには、大気中に放出されるCO₂の量が除去される量と等しくならなければなりません。ネットゼロへの移行が進むにつれて、CO₂排出量の削減戦略とCO₂除去方法の改善戦略のバランスも必然的に進化することになります。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が2018年に公表した報告書は、2050年までのネットゼロ達成につながる世界の人為的なCO₂排出経路として4つのシナリオを挙げています。それぞれが異なる人口動態、社会、経済、技術、および環境動向に基づき、環境保護と社会的平等に異なる観点から焦点を当てています。これらのシナリオはさまざまな潜在的緩和アプローチを伴い、そのいずれもが二酸化炭素除去（CDR）、バイオエネルギー炭素回収・貯蔵（BECCS）、農業・森林およびその他の土地利用（AFOLU）セクターなどいくつかのカーボンオフセット戦略を活用します。これらのシナリオが気候変動政策の明示的な介入を想定していないことは、注目に値します。

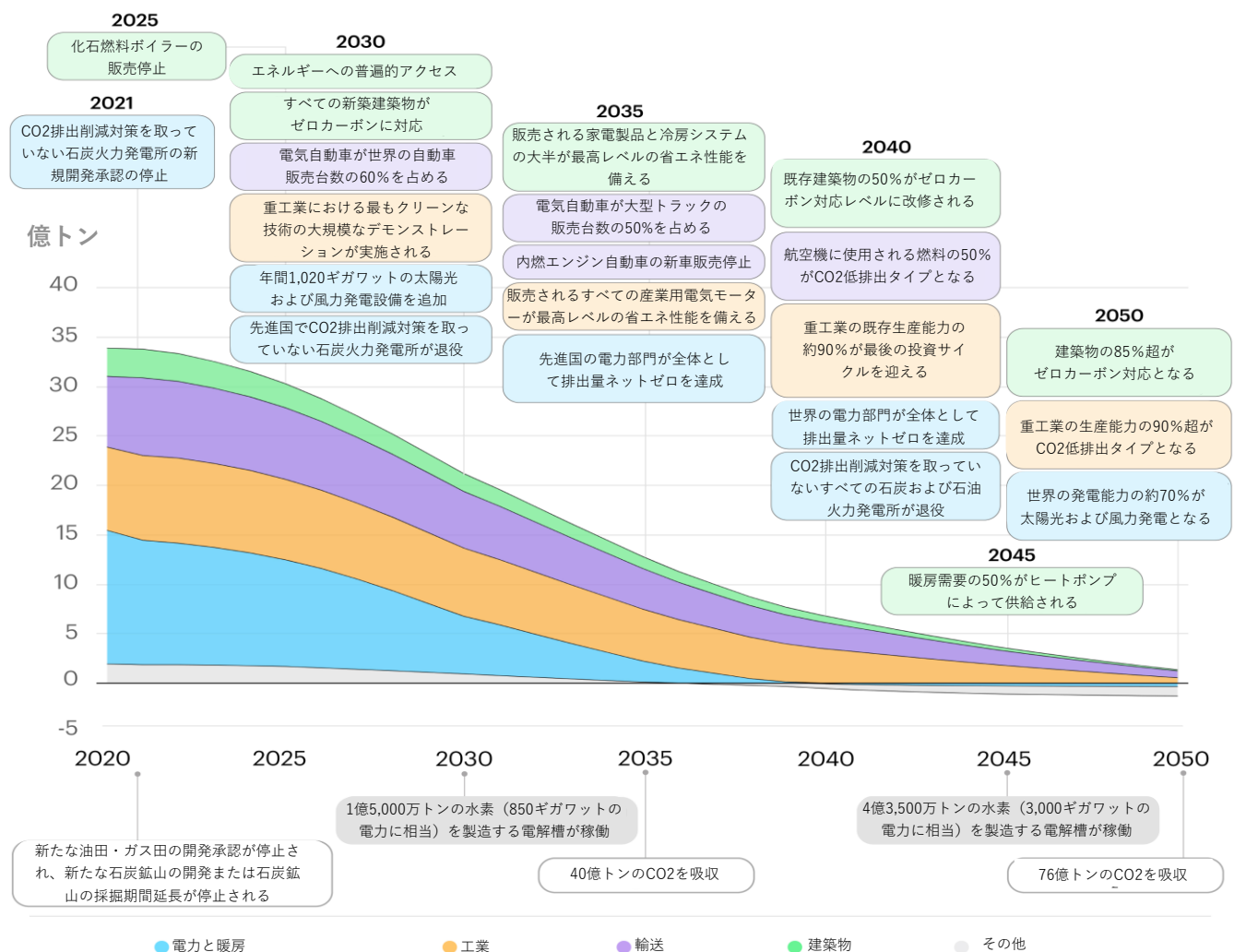


出所：IPCC、2018年

最初の2つのシナリオではカーボンオフセットを全く使用しないか、限定的な使用にとどまっています。1番目のシナリオ（P1）は社会とビジネスおよび技術の革新によって2050年までのエネルギー需要が低下すると想定し、2番目のシナリオ（P2）は低炭素技術の革新などの持続可能性に幅広く焦点を当てており、我々の既存モデルと比べて非常に課題が多いと言えます。対照的に、3番目のシナリオは、社会と技術の発展が過去のパターンをなぞる「中庸的シナリオ」と説明されています。

現段階では、3番目のより現実的なシナリオに焦点を当てること、つまり、技術革新が大規模に展開されるまでの移行期間中は自然ベースの二酸化炭素除去にある程度依存することが合理的と思われます。

エネルギー転換の複雑さは、国際エネルギー機関（IEA）が2021年5月に公表した報告書に掲載された以下の図に端的に示されています。



出所：国際エネルギー機関、IEA: Net Zero by 2050 – A Roadmap for the Global Energy Sector（IEA：2050年までのネットゼロー世界のエネルギーセクターのロードマップ）、2021年5月

IEAはこの分析の中で、2050年までのネットゼロ達成に向けた具体的な道筋を示すとともに、世界経済を化石燃料に支配された経済から太陽光や風力などの再生可能エネルギーを主な電力源とする経済に変革するために何を起こす必要があるのかという観点から、すべてのセクターとテクノロジーを対象に400超のマイルストーンを設定し、その概要を説明しています。2050年までにネットゼロを達成するには、莫大な投資、イノベーション、政策の設計と実施、テクノロジーの展開、インフラ構築、国際協力、その他の多岐にわたる分野での取り組みが必要です。

カーボンオフセットとは何か？

カーボンオフセットとは、CO₂を吸収または削減する認定プロジェクトによるサポートを通じて、個人または組織がCO₂排出量を相殺できるメカニズムです。「オフセット」という用語を最初に使用したのは1970年後半に改正された米国の大気浄化法です。この法律では、高汚染地域での新たな施設による排出は、その排出量が既存の施設の稼働停止によって相殺される 仕組みになっている場合にのみ許可されました。

Science Based Target (SBT) (科学と整合した目標設定) イニシアチブでは、排出を回避または排出量を削減するのに役立つプロジェクトまたは行動 (相殺措置) と、大気からの二酸化炭素除去を目指すプロジェクト (中和措置) とを区別しています。企業は排出量を相殺するため中和措置と相殺措置の両方を講じています。

カーボンオフセットには以下のようなさまざまな種類があります。

1. 自然ベースのソリューションは、既存の森林を保護し、土壌管理を改善し、損傷した植物の生育環境を回復させ、森林の再生とクライメート・スマート・アグリカルチャー (気候変動対応型農業) 慣行の実行につながるプロジェクトを実施します。こうしたプロジェクトは大気からの CO₂ 吸収量を増大させることを目的としており、カーボンクレジットの取引と販売につながる可能性があります (脚注を参照)。
2. カーボンオフセットは、二酸化炭素回収・貯留 (CCS) 施設、または二酸化炭素回収・有効利用・貯留 (CCUS) などの技術に関連する場合があります。産業プロセスから排出された CO₂ は、CCS では回収・貯留され、CCUS では有効活用されます。
3. 二酸化炭素除去または DACCS (大気中の CO₂ の直接回収・貯留) は、大気中から CO₂ を除去して陸地または海洋、あるいは人工物に貯留する技術です。

技術ベースのカーボンオフセット・ソリューションが抱える問題

CCUSは、現在は全世界の施設で年間約4,000万トンのCO₂を回収・貯蔵することができますが、持続可能な開発シナリオを達成するには2030年までに年間8億3,000万トン、2050年までに56億トンのCO₂を回収・貯蔵する必要があります²。

主に産業ハブの開発の一環として計画されているさまざまなプロジェクトは、年間5,000万トンのCO₂を回収・貯蔵する能力を追加する可能性があります。しかし、持続可能な開発シナリオが要求する年間回収・貯蔵能力の増加幅は依然として大きく、その実現可能性に関して疑義が生じています。CO₂回収・貯蔵のための技術はすでによく知られており、特定の産業活動に適応させるだけでよい。そのため、技術的ブレークスルーの必要性は低いものの、政策支援がないまま大規模な開発を行うには依然として費用がかかりすぎます。

このことは、エネルギー転換に向けて、移行期間中は、そして技術ベースのCO₂回収ソリューションによる回収能力が明らかになるまでは、自然ベースのカーボンオフセット・プロジェクトが必要であることの理由を示しています。一方、企業レベルでカーボンニュートラルを評価するためのグローバル基準はまだ規定されていません。これは、「グリーンウォッシング」のリスクがあることを意味します。野心的な企業はバリューチェーン全体に大幅な排出量削減を要求する目標を設定していますが、企業が排出削減対策をほとんどまたは全く講じることができない場合には必然的にカーボンオフセットへの依存度が高くなるため、排出削減計画の実現可能性とCO₂削減幅について疑問が残ります。

²出所：Energy Technology Perspectives 2020 (エネルギー技術展望 2020)、special report on Carbon Capture Utilisation and Storage (CCUS に関する特別報告書)、IEA

我々の見解は、野心的であるが信頼できる目標とカーボンオフセットへの依存を制限した（長期戦略が成果を上げるまでの間はカーボンオフセットを部分的に使用すべきとする）目標との間で微妙なバランスを見つける必要がある、というものです。

そうした状況では、技術ベースの大規模な二酸化炭素回収メカニズムが利用可能になるまでの間、ネットゼロの達成に向けた信頼できるコミットメントを表明している企業にとって、自然ベースのソリューションは有用な付随的ツールです。ただし、ネットゼロへの移行をモニタリングするうえでカギとなるのは、経営陣の知識と密接なエンゲージメントです。

炭素除去に関しては、温室効果ガス（GHG）プロトコルが企業による排出量の算定・報告基準を標準化するプロセスを実施しており、最終的な指針は2022年初めに公表される見通しです。

最も重要なことは、企業が必要な排出削減措置の先送りを手助けする手段としてカーボンオフセットが利用されるべきではない、ということです。カーボンオフセットは、ネットゼロに移行する過程で削減が困難な排出量を短期的に補完する暫定的な解決策と見なされるべきであり、業界の特定の部分または産業プロセスが実際の脱炭素化経路に逆行する場合にのみ永続的な解決策となります。

ネットゼロ達成に向けた世界規模でのさまざまな経路を巡る不確実性と課題を踏まえると、企業が優先する必要があるのはCO2排出量削減の実行です。カーボンオフセットは、気候関連の大災害を防ぐために必要なシステム的な改革を先送りするための言い訳として使用されるべきではなく、企業が自らの気候フットプリントを特定し、それを2050年までに可能な限り削減するための戦略を規定し着手した後にはじめて使用するべきです。

換言すれば、カーボンオフセットは以下のような脱炭素化手段の体系に従う必要があります。

1. スコープ 1 および 2 の排出量を削減するための科学に基づく戦略（カーボンクレジット発行体によって直接管理される戦略）を規定する。
2. 「間接的な」スコープ 3 排出量に取り組むための戦略と時間枠を規定し、スコープ 3 排出量の評価結果とデータの可用性および比較可能性に関する現在の問題を認識する。

スコープ 3 排出量は大半が企業の管轄外であり、製品またはサービスの需要サイドに関連します。つまり、移行フェーズでは、実際の削減計画を補完するカーボンオフセットの使用対象としてスコープ 3 排出量が適している可能性があります。また、排出量を削減する技術が十分に成熟するまでの間は、カーボンオフセットによって特定のセクターのスコープ 1 排出量にも対処できると言えます。

3. 低炭素社会への移行期間中は、残留排出量を相殺するため高品質のクレジットを購入する。

「気候変動に関する機関投資家グループ（IIGCC）」は現在、カーボンオフセットおよびネガティブエミッション技術（CO2回収・除去技術）の使用に関するより詳細な取り組みを規定する作業を行っています。同グループはその成果をまとめた報告書を2021年夏の終わりまでに公表する予定であり、結論は綿密に精査される見通しです。

カーボンオフセットは実際にはどのように機能するのか？ カーボンオフセット市場の役割

京都議定書は1997年12月11日に採択され、複雑な批准プロセスを経て2005年2月に発効しました。同議定書は[国連気候変動枠組条約](#)（UNFCCC）の一環として策定され、先進工業国および経済移行国に対し、個人や国が達成すべき合意された目標に従って温室効果ガス（GHG）排出量を削減するように求めています。

京都議定書はGHG排出量削減への取り組みを促進するため、市場ベースの三つのメカニズムを規定しています。

- 国際的な排出量取引制度（ETS）
- クリーン開発メカニズム（CDM）
- 共同実施（JI）

排出量取引制度（ETS）では、事前に決定されたGHG排出許容量が企業や政府に割り当てられます。未使用の許容量（排出されなかったCO₂）は、利益を得るために、または所定の規制目標を達成するために取引することができます。ETSは将来的に汚染物質全般を対象とするいわゆる「汚染許容量」を取引しますが、CDMやJIなどの自主的なカーボンオフセット市場では排出量がすでに取引されています。ETSには、特に欧州連合域内排出量取引制度（EU ETS）とカリフォルニア州キャップ・アンド・トレードプログラムなどがあります。EU ETSが他のETSと異なり、現時点で森林プロジェクトによる炭素隔離を含めることを許容していないことは注目に値します。

CDMとJIはプロジェクトベースの自主的なメカニズムです。CDMには、開発途上国の持続可能な開発に貢献する排出量削減プロジェクトへの投資が含まれます。こうした投資には環境上のメリットがあるだけでなく、**生物多様性の保護や地域社会の支援などのコベネフィット**（一つの活動がさまざまな利益につながる）があります。JIにより、先進国は他の先進国で排出量削減または除去促進プロジェクトを実施することが可能になります。

CDMとJIは理論的には素晴らしいものの、メカニズムの追加性（プロジェクトがない場合と比べた追加的な削減・吸収効果）が疑問視されています。これは、実際には、新興市場プロジェクトを含めることが法律で義務付けられていた（つまり排出量はいずれにしても削減されていた）、あるいは各国が他の排出量削減への取り組みを置き換えるために新興国から購入したクレジットを使用している、のいずれかの理由によります。ドイツのOeko-Institut（エコ研究所）の推定では、CDMプロジェクトの85%がCDMによる収入がないままに運営されています。

JIに関しては、京都議定書で設定された目標は物足りないと広くみなされていた中、未使用のクレジットを民間企業に売却したいくつかの国が目標を超過達成しました。未使用クレジットを購入した民間企業がそれを使用できたということは、各国に特別な取り組みを義務付けないまま、より大量の汚染物質が排出されたことを意味します。この事実は明らかにカーボンオフセットメカニズムの弁護に役立ちませんでした。

課題：品質、およびダブルカウントのリスク

カーボンオフセットにはいくつかの課題が残っています。最初の課題は品質に関連しています。自然ベースのソリューション、より具体的には、たとえば森林で樹木が吸収するCO₂量には大きなばらつきがあります。植林の炭素除去能力は、場所、植えられた木の種類、資源の管理能力に依存し、たとえば土壌の質、洪水・干ばつ・火事・病気に対する脆弱性などの生物物理学的制約が重要な役割を果たすからです。

したがって、グリーンウォッシングの可能性を最小化するため、我々は世界自然保護基金（WWF）などの非政府組織（NGO）に賛同し、カーボンオフセットは以下の要件を満たす必要があることを指摘したいと考えます。

- **認証**：認証に際しては、国や地域によるカーボンオフセット認証プロセスの違いを考慮に入れなければなりません。そうした違いが認証の品質に不確実性をもたらすからです。
- **検証**：プロジェクトが認証された後は、第三者による定期的な検証が必要です。これにより、カーボンクレジットの量が実際の炭素排出削減量に対応していることが確認されます。
- **追加性の担保**：たとえば、カーボンオフセット・プロジェクトを実施しない場合よりも GHG 排出量を削減し、あるいは既存のプロジェクトの CO₂ 吸収能力を高めることを義務付けます。
- **永続性**：カーボンオフセットは確保され続けなければなりません。つまり、1年目に植えられた木が将来伐採されるべきではありません。
- **「漏れ」を生じさせない**：たとえば、植林プロジェクトが木材生産を目的としているなどの場合、カーボンオフセットの使用を認めることで他の地域での排出量を意図せずに増加させる可能性があります。

最もよく知られているカーボンオフセット検証／認証機関には、ゴールド・スタンダード（2003年にWWFおよびその他のNGOが設立）、Verified Carbon Standard（第三者検証カーボン基準、略称はVerra）、Plan Vivo、Climate Action Reserve for the North American Market（北米市場のための気候アクション・リザーブ）があります。しかし、一部の認証制度は制度自体が論争の対象となっており、専門家でない者が評価するのは難しいかもしれません。

ゴールド・スタンダードは、回避された森林破壊プロジェクトに対してクレジットを発行しません。また、ゴールド・スタンダードは「reduce within/finance beyond」モデルを提唱しています。このモデルでは、企業はまず、気温上昇が2°Cを大きく下回るための科学的要件に従って排出量を削減し、それでも排出される分（残留排出量）については、それと同等以上の排出量を削減する別のプロジェクトに資金を提供します。ゴールド・スタンダード・コンプライアンス・バッファは、価値とプロセス、モニタリング、報告、検証に関する要件だけでなく、たとえば森林火災などにより炭素が隔離されなくなった場合でも、プロジェクトによる排出削減量（カーボンクレジット発行量）の20%を保全するよう求めています。

ダブルカウントのリスクに関する対応は？

カーボンクレジットは、承認されたカーボンクレジット手法を適用するプロジェクトによって1トンのCO₂が削減、回避、または隔離されたことを示す電子ユニットの形で毎年発行されます。第三者である監査人は、カーボンオフセット認証基準によって確立された方法論に従い、プロジェクトが実施されなかった場合の排出量（ベースライン）と比べてどれだけの排出量が吸収または回避されるのかを検証します。これにより、吸収または回避された排出量に対応するカーボンクレジットの発行が可能となります。

二重計上（ダブルカウント）のリスクは、複数の組織が同じクレジットを収益化して請求することに起因します。このリスクは実際には、カーボンオフセット認証基準の登録情報（オフセット主体は誰か）を確認し、直近のプロジェクトにおけるクレジットの取引関係に注目することによって防止されます。

プロジェクトがすでに政府の国家インベントリ（一定期間内に特定の物質がどの排出源・吸収源からどの程度排出・吸収されたかを示す一覧表）に含まれている場合もダブルカウントが発生します。これに関しては、組織がカ

カーボンクレジットの購入を決定すると、ClimateSeedなどの仲介業者がクライアントに代わって取引を精算する方法があります。具体的には、仲介業者がクレジットを転送し、クレジットが消却された時点で、すなわち対応する二酸化炭素排出許容量が規制対象ETSから削除された時点でクレジットが無効化される仕組みであり、こうした償却メカニズムによってダブルカウントのリスクが現実に取り除かれています。

最後に、カーボンオフセットの広範な影響の評価に関する必要性は無視されるべきではありません。IPCCによると、特に土壌炭素隔離の大規模な展開は過剰なレベルの土地転換を引き起こし、社会および環境に悪影響をもたらす可能性があります。こうした悪影響には、砂漠化、土地の劣化、食糧不安、地域社会の移動、生活の悪化、自然生態系の喪失、生物多様性の喪失、汚染などがあります³。

理論から実践へ：シェルの例

ロイヤル・ダッチ・シェル（シェル）やトタル・エナジー（トタル）などのエネルギー企業は、カーボンクレジットを生み出すため、自然ベースのソリューションの利用を拡大しています。

シェルは自社の戦略的アプローチについて「排出を回避し、排出量を削減して初めて気候変動は緩和される」と述べています。このアプローチは一見したところ、パリ協定の目的と一致しているようです。シェルの2021年エネルギー転換戦略は、同社が販売するエネルギー製品によるCO₂排出量（すなわちスコープ3）への影響を軽減するうえで、自然ベースのソリューションが一定の役割を果たしていると述べています⁴。スコープ3排出量は同社が実際にはあまり制御してこなかった排出量であることから、この取り組みは理にかなっていません。シェルは取り組みの一環として、購入した燃料が発生するCO₂排出量を相殺することにより「カーボンニュートラル」を後押しする選択肢を小売り客に提供するプログラムを2019年に開始しました。

シェルは「2030年までに年間約1億2,000万トンのスコープ3排出量を相殺する自然ベースのソリューション」を顧客に提供することを目指しています。大局的な視点から見ると、1億2,000万トンのCO₂は同社の2020年から2030年までのCO₂排出削減量目標の約25%を占めます。一方、トタルは自然ベースのソリューションによるCO₂隔離能力を2030年までに年間500万トンとすることを目指しています⁵。

今後の展望

我々はカーボンオフセットをめぐるいくつかの懸念があることを理解していますが、カーボンオフセットを暫定的に使用することと、長期的に使用することとは全く異なるとみなされるべきだと考えています。

IEA自身も、2021年5月の報告書の中で、2050年までにネットゼロに移行するためには莫大な投資、革新、巧みな政策の設計と実行、技術の展開、インフラ構築、国際協力、その他の多くの分野にわたる取り組みが必要だと結論付けています。これは供給の問題であるだけでなく、需要の問題でもあります。

³ 出所：Dooley and Kartha、2018 年

⁴ https://www.shell.com/promos/energy-and-innovation/shell-energy-transition-strategy/_jcr_content.stream/1618407326759/7c3d5b317351891d2383b3e9f1e511997e516639/shell-energy-transition-strategy-2021.pdf

⁵ <https://totalenergies.com/system/files/documents/2021-03/2020-universal-registration-document.pdf>

我々は、企業がカーボンオフセットを利用する場合には、企業の全般的な戦略とパリ協定との整合性に注目するなど、厳密なアプローチが必要だと考えています。各企業がネットゼロへの移行に向けた自社の枠組みをどのように構築し、どのシナリオの下で移行し、移行に向けた長期戦略の中でカーボンオフセットの使用をどのように説明するのか理解する必要があります。現段階で信頼できる脱炭素への道筋を持たない排出量削減が困難なセクターでは、残留排出量に対するカーボンオフセットの使用が恒久的に続く可能性があります。

最後に、カーボンオフセットの認証と検証には最高レベルの基準を使用することを推奨します。ネットゼロの世界への移行を評価するには、特に自然ベースのソリューションの使用に関して、企業レベルでのさらなる取り組みが不可欠だと我々は考えています。

ディスクレマー

アクサIMについて

アクサ・インベストメント・マネージャーズ（アクサIM）は責任ある資産運用会社であり、長期的なアクティブ運用を行うことで、お客様、従業員、そして世界の繁栄を支援しています。当社の確信度の高い運用アプローチにより、代替資産クラスおよび伝統的資産クラス全般で最も良好な投資機会と考えられるものを追求しています。2021年3月末時点で約8,690億ユーロの運用資産残高を有しています。

アクサIMは、グリーン、社会、サステナブル市場における先進的な投資家であり、2021年3月末時点で5,740億ユーロにおよぶESG（環境、社会、ガバナンス）統合済みのサステナブルおよびインパクト資産を運用しています。当社は、2050年までに、全運用資産における温室効果ガス排出のネットゼロ達成をコミットしており、株式銘柄選択から企業行動や文化に至る当社の事業にESG原則が組み込まれています。当社の目標は、社会と環境に有意義な変化をもたらしつつ、お客様に真に価値のある責任投資ソリューションをご提供することです。

アクサIMは20カ国27拠点において2,440名余の従業員を擁し、グローバルな事業を展開しています。アクサIMは、世界最大級の保険および資産運用グループであるアクサ・グループの一員です。

投資リスク及び費用について

当社が提供する戦略は、主に有価証券への投資を行いますが、当該有価証券の価格の下落により、投資元本を割り込む恐れがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動によっては投資元本を割り込む恐れがあります。したがって、お客様の投資元本は保証されているものではなく、運用の結果生じた利益及び損失はすべてお客様に帰属します。

また、当社の投資運用業務に係る報酬額およびその他費用は、お客様の運用資産の額や運用戦略（方針）等によって異なりますので、その合計額を表示することはできません。また、運用資産において行う有価証券等の取引に伴う売買手数料等はお客様の負担となります。

【ご留意事項】

当資料は、アクサ・インベストメント・マネージャーズの情報提供に基づき、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社が翻訳・作成した資料です。

当資料は機関投資家またはホールセールの投資家を対象としており、個人のお客様への配布資料ではありません。

当資料は、情報提供を目的としたものであり、特定の有価証券その他の投資商品についての投資の勧誘や売買の推奨を目的としたものではありません。

当資料は、信頼できると判断された情報等をもとに作成しておりますが、正確性、完全性を保証するものではありません。当資料の内容は、作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料に記載された運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の情報であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

当資料を事前の了承なく複製または配布等を行わないようにお願いします。

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

金融商品取引業者 登録番号：関東財務局長（金商）第16号

加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、日本証券業協会

Ref-23022